

発委第 1 号

日出町議会の会期等に関する条例の制定について

日出町議会の会期等に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 1 3 日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 池 田 淳 子

理 由

議会活動を通年で行うことにより、行政課題に対する迅速な対応及び継続的な審議・調査が可能となるよう、議会機能の一層の充実を図ることを目的として、本条例を制定する。

日出町議会の会期等に関する条例

(会期)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の2第1項の規定に基づき、日出町議会の会期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(定例日)

第2条 法第102条の2第6項に規定する定例日（以下「定例日」という。）は、次の各号に掲げる日とする。ただし、当該定例日が日出町の休日を定める条例（平成元年日出町条例第30号）第1条第1項に規定する日出町の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。

(1) 6月1日

(2) 9月1日

(3) 12月1日

(4) 翌年2月25日

2 前項の規定にかかわらず、議長は、前項の定例日に会議を開くことができない特別な事情があると認めるときは、同項の定例日を変更することができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(議会定例会の回数を定める条例の廃止)

2 議会定例会の回数を定める条例（昭和31年日出町条例第13号）は、廃止する。